

# 託送供給約款の認可申請について

平成28年8月9日

大阪ガス株式会社

# 資料目次

1	認可申請の概要	… P.3	2-3	託送料金原価の内訳	
	【参考】 主な見直し内容	… P.4		(5) 調整力コスト	… P.22
	【参考】 現行原価からの変動要因	… P.5		【参考】 調整力コストとは	… P.23
2-1	託送料金原価の概要	… P.6		(6) 振替供給コスト	… P.24
	【参考】 託送料金原価の算定フロー	… P.7		【参考】 振替供給コストとは	… P.25
2-2	前提計画等			【参考】 当社の払出エリア（案）	… P.26
	(1) 前提諸元	… P.8		(7) 需要調査・開拓費	… P.27
	【参考】 ガス需要量の推移	… P.9		【参考】 需要開拓費の算定方法	… P.28
	(2) 設備投資計画	… P.10		(8) 事業報酬	… P.29
	【参考】 供給設備投資額の推移	… P.11		【参考】 事業報酬率の算定	… P.30
	【参考】 供給設備投資額の内訳	… P.12		(9) その他費等	… P.31
	【参考】 高経年化対策工事	… P.13		【参考】 事業者間精算費、	
	(3) 経営効率化	… P.14		事業者間精算収益の	
	【参考】 経営効率化の考え方	… P.15		イメージ	… P.32
2-3	託送料金原価の内訳		3-1	託送料金メニューの概要	… P.33
	(1) 比較査定対象ネットワーク費用	… P.16		【参考】 年間使用量10万m <sup>3</sup> 未満の	
	(2) 修繕費	… P.17		託送料金水準	… P.34
	【参考】 期首帳簿原価の内訳	… P.18		3-2 託送料金単価表	… P.35
	【参考】 修繕費の推移	… P.19			… 38
	(3) 租税課金	… P.20		参考資料 自主的公表項目	… P.40
	(4) 減価償却費	… P.21			

# 1. 認可申請の概要

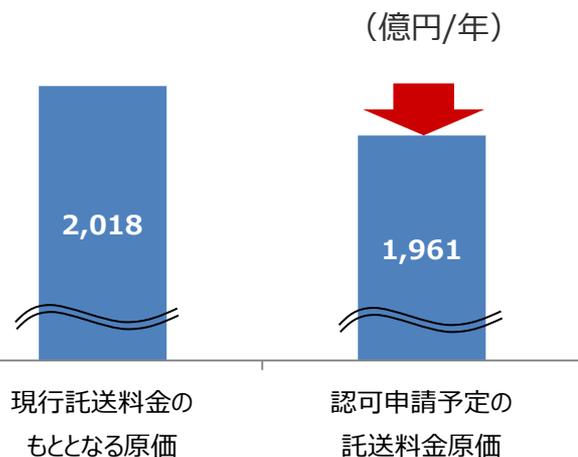
- 当社は、平成28年7月29日に、改正ガス事業法<sup>※1</sup> 附則第18条第1項の規定に従い、同項に規定された「託送供給約款」の設定にかかる認可申請を経済産業大臣に行いました。
- 託送料金原価は、新たな算定省令<sup>※2</sup>に基づき、最大限の経営効率化等を織り込んで算定した結果、平成29～31年度の3ヶ年平均で1,961億円となり、現行託送料金<sup>※3</sup>のもととなる原価（以下、「現行原価」）から▲57億円の減少となりました。
- 小売託送料金の1 m<sup>3</sup>あたりの平均単価は、22.17円となりました。
- また、今回の申請では、現行の「託送供給約款」から、平成29年4月1日に実施されるガス小売全面自由化に向けた、各種法令の改正等を反映した見直しを実施しております。

（※1）「電気事業法等の一部を改正する等の法律」（平成27年6月24日制定）

（※2）「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（以下、「託送料金算定省令」という）

（※3）平成27年1月1日改定の小口ガス料金・託送供給約款料金（原価算定期間：平成26年度下期～平成29年度上期）

## 託送料金原価



## 1 m<sup>3</sup>あたりの平均単価

※4 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

（円/m<sup>3</sup>）

料金種別 （ ）は年間ガス使用量	申請託送料金 (A)	現行託送料金 ※4 (B)	差 (A - B)
託送Ⅰ種（年間3千m <sup>3</sup> まで）	68.26	※5	—
託送Ⅱ種（年間3千～10万m <sup>3</sup> ）	20.05	56.00	—
託送Ⅲ種（年間10万～50万m <sup>3</sup> ）	10.16	12.21	▲2.05
託送Ⅳ種（年間50万～100万m <sup>3</sup> ）	9.48	10.40	▲0.91
託送Ⅴ種（年間100万m <sup>3</sup> 超）	4.09	4.38	▲0.30
小売託送平均	22.17	22.71	▲0.54

※5 現行の託送供給約款の適用対象外であり、託送料金が設定されていないため、平成27年1月料金改定時の小口部門原価より算定した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を記載しています。

## 【参考】主な見直し内容

項目	内容
託送料金体系の見直し	・ガス小売全面自由化に伴い、家庭用のお客さま等（年間ガス使用量10万m <sup>3</sup> 未満）を対象とした、新たな託送料金を設定
制度変更に伴い 託送料金原価へ算入・控除 する費用の範囲の見直し	・託送料金算定省令に基づき、需給調整やバイオガス調達に係るコストなどを託送料金原価へ算入および、気化圧送や集金に係るコストなどを控除
同時同量制度の見直し	・ガスシステム改革における制度設計の内容を踏まえ、現行の同時同量制度を見直し

# 【参考】現行原価からの変動要因

● 制度変更影響による変動に加えて、経営効率化等による減少（▲69億円）を反映することにより、現行原価に対して▲57億円低減しております。

## 現行原価からの変動要因（イメージ）

- ・気化圧送原価
- ・集金原価
- ・検針原価の一部
- ・事業者間精算収益



- ・内管保安
- ・託送特定
- 需給調整費
- バイオガス調達費
- 需要調査・開拓費
- 事業者間精算費



現行原価※  
(H27年1月改定)

申請原価  
(今回)

※ 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

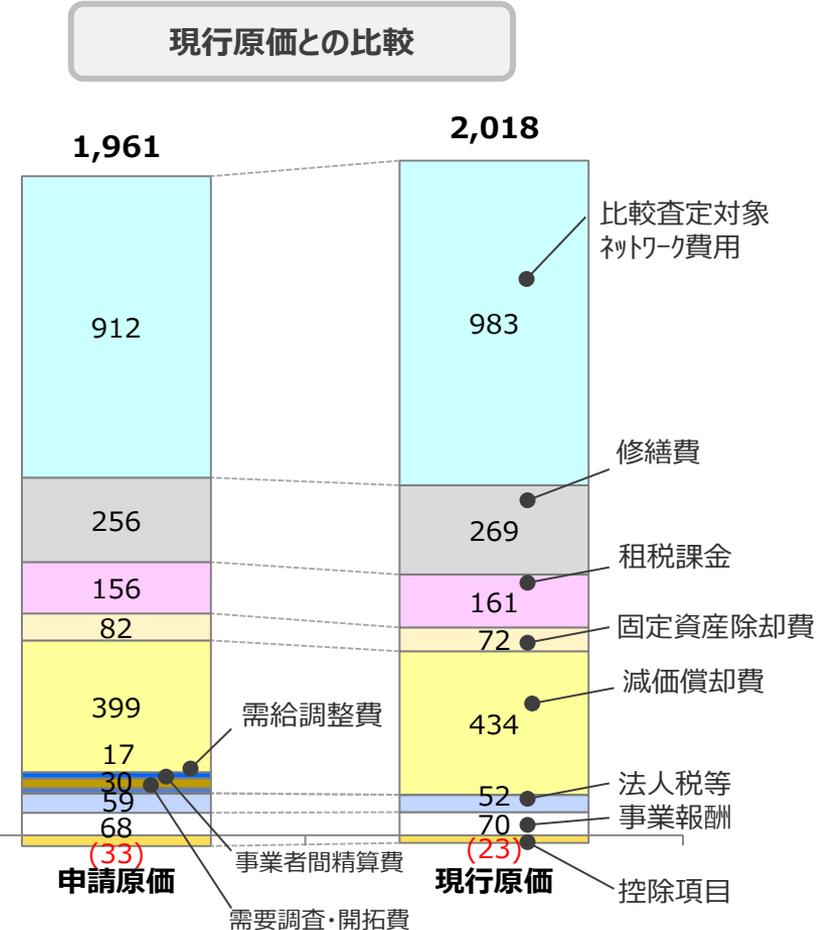
## 2-1. 託送料金原価の概要

- 託送料金原価は、需給調整費等を算入する一方、減価償却の進行や経営効率化の反映などにより、現行原価から▲57億円の減少となる見込みです。

### 託送料金原価の内訳

(億円/年)

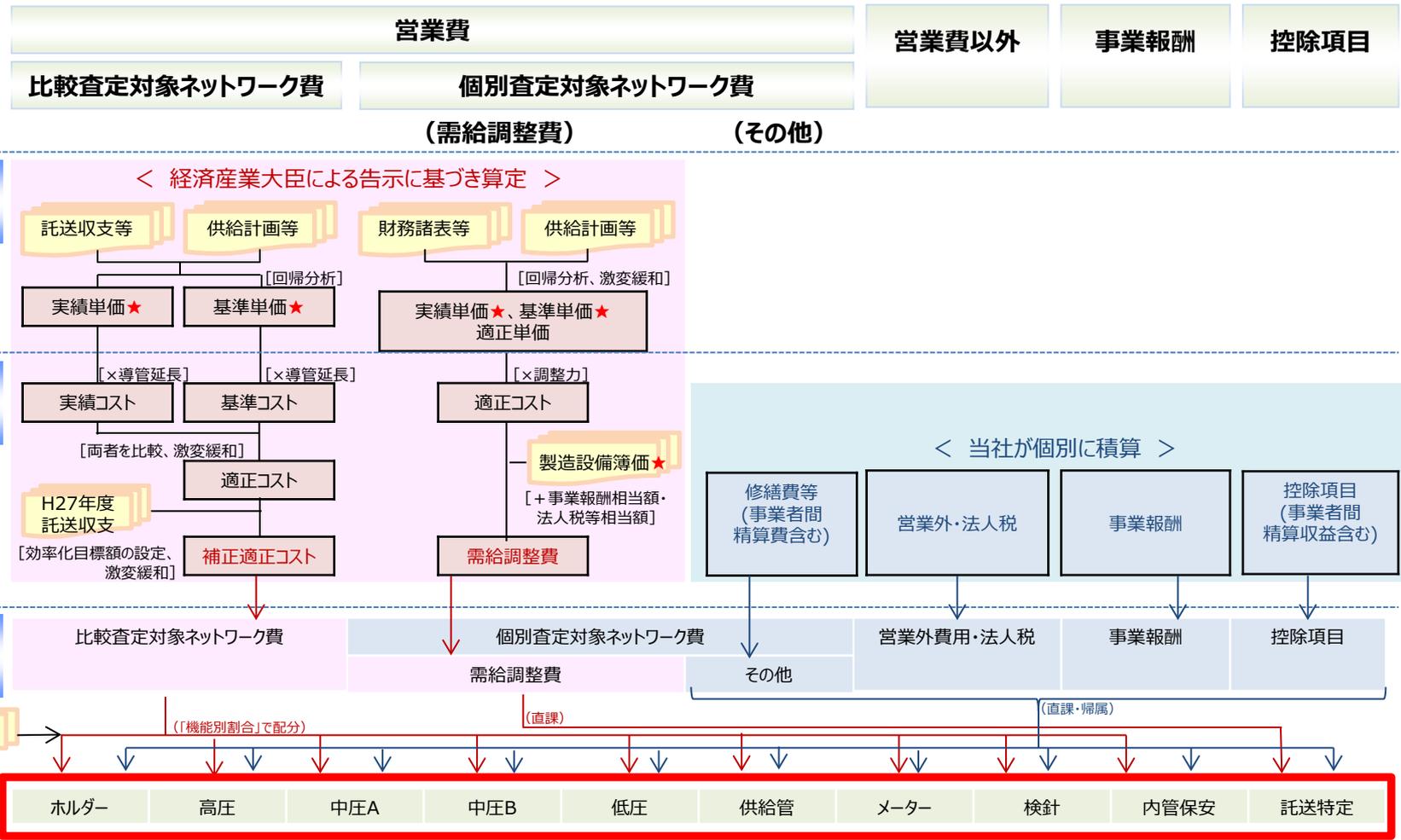
		申請原価 (A)	現行原価 (B) [H27.1改定]	差 (A-B)
比較査定対象ネットワーク費用		912	983	▲71
個別 査定 対象 費用	修繕費	256	269	▲13
	租税課金	156	161	▲5
	固定資産除却費	82	72	+9
	減価償却費	399	434	▲36
	需給調整費	17	-	+17
	バイオガス調達費	1	-	+1
	需要調査・開拓費	30	-	+30
	事業者間精算費	15	-	+15
		955	936	+18
営業外費用		1	1	+0
法人税等		59	52	+7
事業報酬		68	70	▲2
控除項目※		-33	-23	▲10
合計		1,961	2,018	▲57



※ 賃貸料収入・雑収入・事業者間精算収益

# 【参考】託送料金原価の算定フロー

● 託送料金算定省令第2条に規定される一般ガス導管事業等の運営に必要な原価等（託送料金原価）は、以下のフローにより算定しました。



**今回の申請原価 (1,961億円)**

## 2-2. 前提計画等 (1)前提諸元

- 託送料金原価は、原価算定期間を平成29～31年度の3年間として、以下の前提諸元に基づき算定しました。

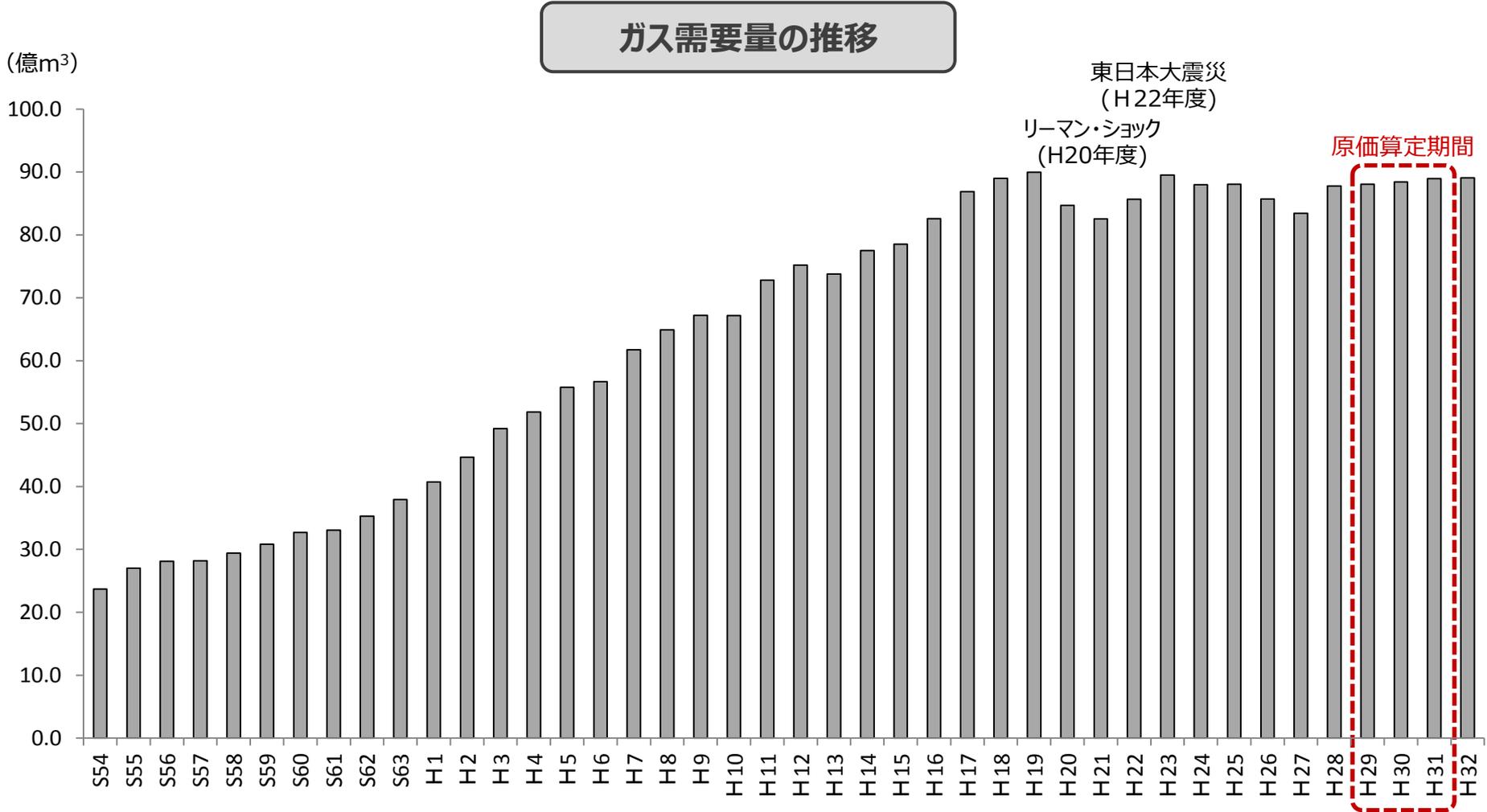
### 前提諸元

※ 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

	申請原価 H29～31年度平均 (A)	現行原価※ (B)	差 (A - B)
ガス需要量 (45MJ/m <sup>3</sup> 換算)	88.5億m <sup>3</sup> /年	87.9億m <sup>3</sup> /年	+0.6億m <sup>3</sup> /年
事業報酬率	2.18%	2.24%	▲0.06%

# 【参考】ガス需要量の推移

● 直近のガス需要量は、減少傾向になっているものの、平成28年度以降は、燃料転換やガス空調・コージェネレーションの普及拡大により、増加する見通しです。



## 2-2. 前提計画等 (2)設備投資計画

- 設備投資額は、輸送導管の投資額減少などから、過去5か年の実績水準に比べて ▲105億円の減少を見込んでいます。

### 設備投資の内訳

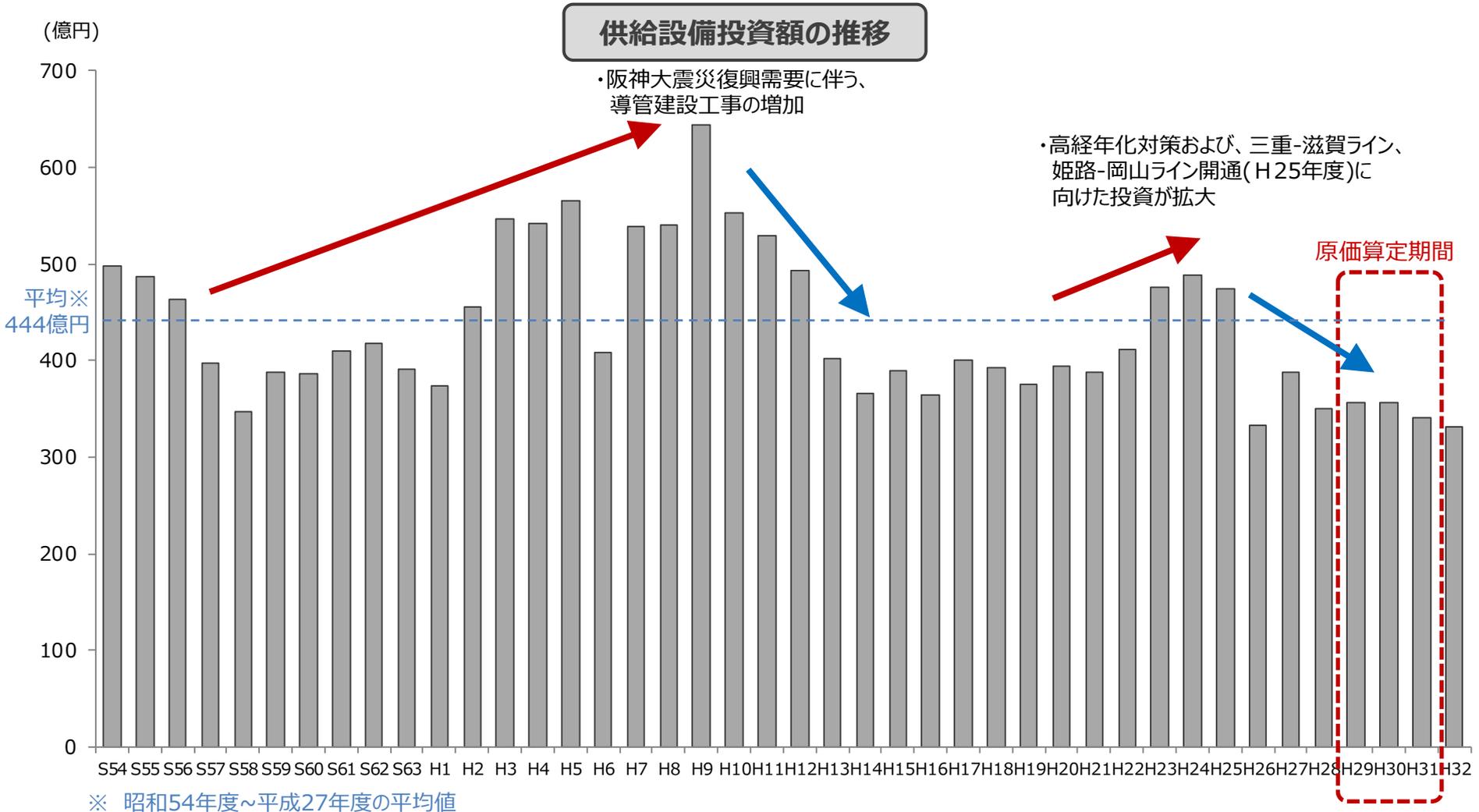
(億円)

	申請原価				実績※ (B)	差 (A-B)
	H29	H30	H31	平均 (A)		
土地	9	5	6	7	7	▲0
建物	15	11	13	13	13	▲0
供給設備	ガスホルダー	0	0	0	0	±0
	その他機械装置	22	18	19	20	+2
	輸送導管	23	46	34	34	▲59
	本支管	247	236	222	235	▲13
	供給管	40	41	40	41	▲11
	その他	9	7	12	9	▲11
	計	341	348	327	339	431
業務設備	7	5	5	6	18	▲13
合計	372	370	352	364	470	▲105

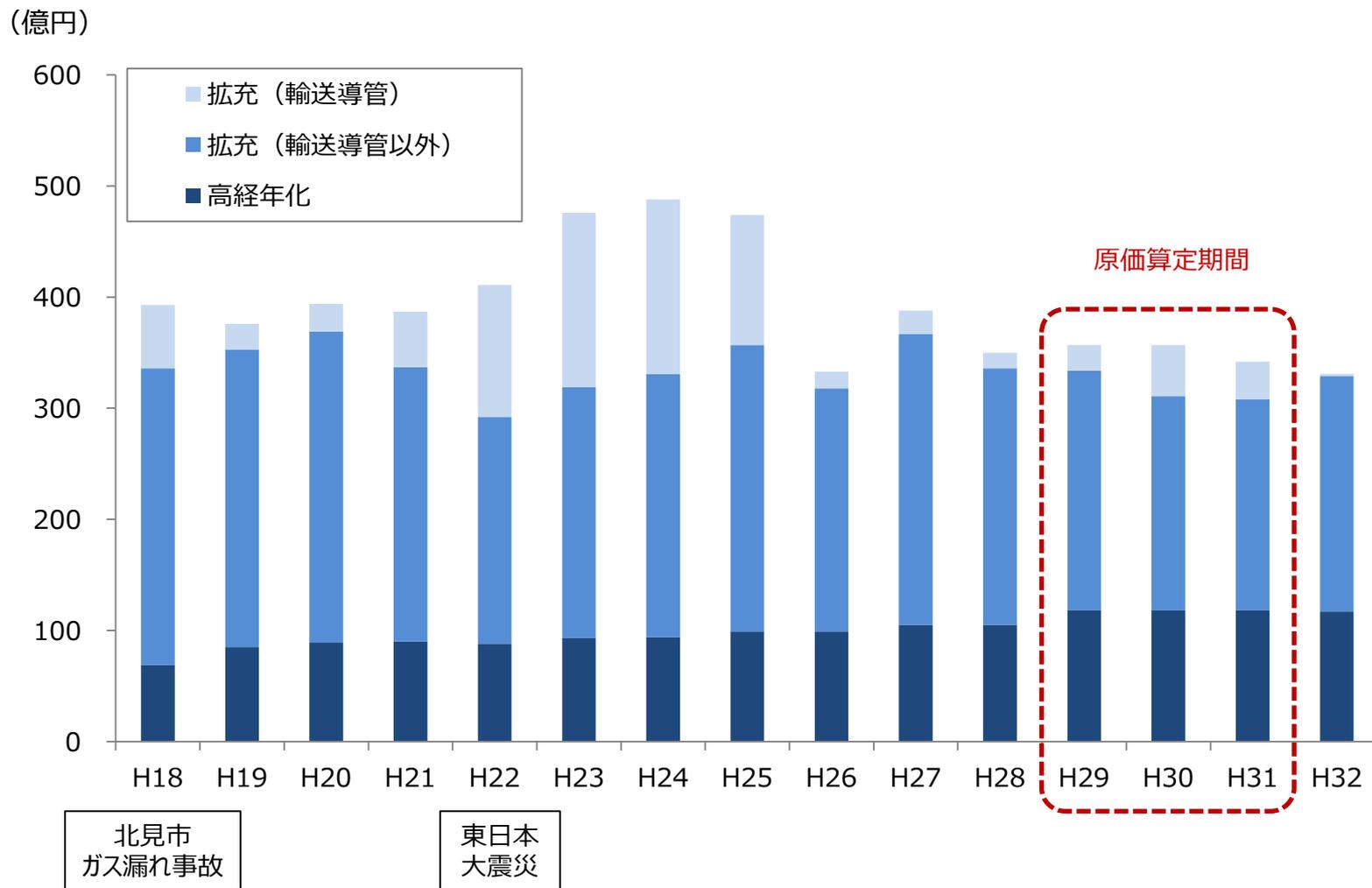
※H23~H27年度の5年平均

# 【参考】供給設備投資額の推移

- 供給設備投資額は、阪神大震災後の平成9年度をピークに減少してきましたが、平成20年度以降は高経年化対策と輸送導管の建設に伴い増加しています。
- 三重-滋賀ライン・姫路-岡山ライン完成後は、減少傾向です。



# 【参考】供給設備投資額の内訳



# 【参考】高経年化対策工事（低圧本支管※）

- 北海道北見市ガス漏れ事故、東日本大震災をきっかけに、ガス安全高度化計画等に織り込まれた目標の達成に向けて、対策工事を計画的に進めています。

## 低圧本支管対策

※ 本支管：道路と並行に埋設されているガス導管

年度	H18	H19	...	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	...	H37	
ねずみ 鋳鉄管 低圧本管	▼ 北見市 ガス漏れ 事故	▼ 事故 報告書		→ 高リスク路線 (H27年度完了)						▼ ガス安全 小委員会	→ 低リスク路線 (H37年度完了)		
ねじ支管 低圧支管				▼ 東日本 大震災			▼ ガス安全 小委員会	→ 耐震化率向上 (H37年度90%)					

### ねずみ鋳鉄管

保有量：351km(H27年度末)

- 口径100mm以上(本管)
- 外力により損傷の恐れ
- 非耐震管

**H37年度対策完了**  
(対策量：40km/年)



### ねじ支管

保有量：7,469km(H27年度末)

- 口径100mm未満(支管)
- 土壌環境により腐食の恐れ
- 非耐震管

**H37年度耐震化率90%**  
(対策量：180km/年)



- 託送料金原価には、競争発注の拡大や仕様・工法の見直し等により、3か年平均で▲43億円の経営効率化を織り込みました。

## 経営効率化の内訳

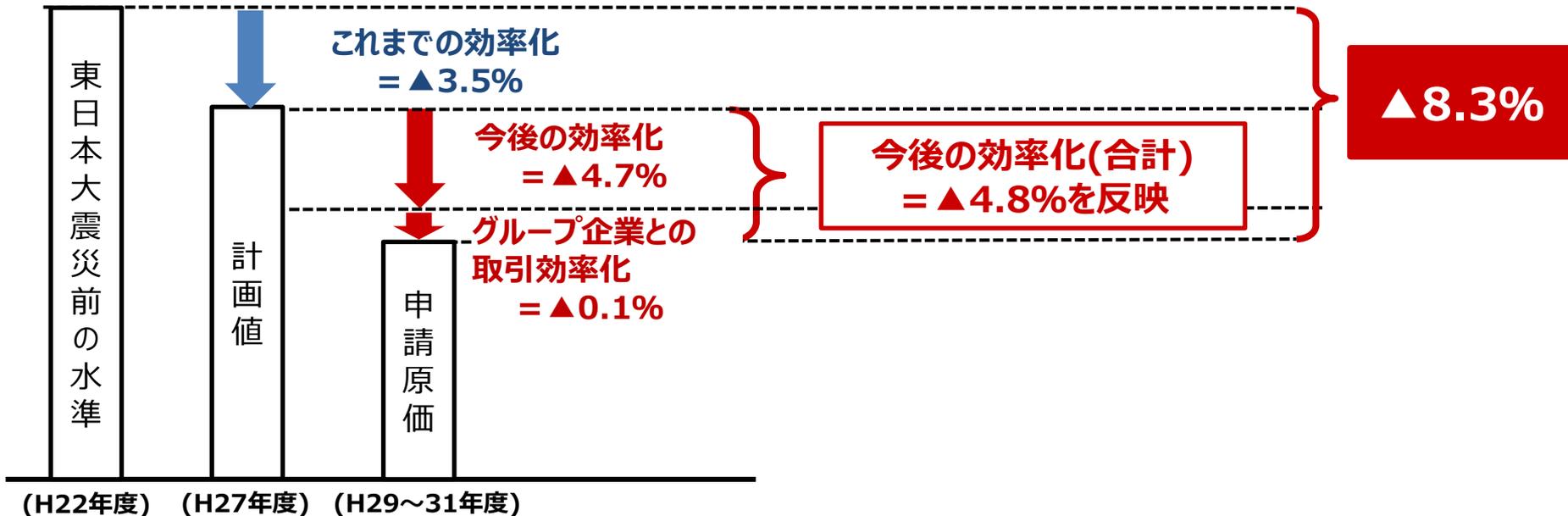
(億円)

	H29~H31 年度平均	主な内容
設備投資	▲30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争発注の拡大による効率化</li> <li>● 仕様・工法の見直しによる効率化</li> </ul>
修繕費	▲6	
固定資産除却費	▲7	
合計	▲43	

# 【参考】経営効率化の考え方

- 経営効率化は、これまでの効率化の成果である▲3.5%に、今後の効率化努力分▲4.7%とグループ会社との取引にかかる効率化努力分▲0.1%を加え、▲8.3%の削減を織り込んでいます。
- 今後の効率化として、託送料金の原価算定における導管案件の設備投資、修繕費、除却工事費について、未契約の資機材・役務調達に効率化努力分▲4.8%を織り込んでいます。

## 経営効率化の反映イメージ



## 2-3. 託送料金原価の内訳(1)比較査定対象ネットワーク費用

16

- ガスシステム改革の議論や託送料金算定省令、経済産業大臣告示等に基づき、比較査定対象ネットワーク費用を算定しています。

		単位	H29~H31 平均	備考
実績コスト	実績単価	千円/km	1,850	経済産業大臣告示の値
	3月末 導管総延長	km	51,017	
		億円	944	
基準コスト	基準単価	千円/km	1,787	経済産業大臣告示の値
	3月末 導管総延長	km	51,017	
		億円	912	
適正コスト		億円	912	基準コストを用いて算定
経営効率化控除額		億円	0	平成27年度託送超過利潤累積額 (▲17億円)
補正適正コスト		億円	912	

## 2-3. 託送料金原価の内訳 (2)修繕費

- 基準修繕費は、算定ルールに定められた算式に従い、原価算定期間の期首帳簿原価に直前2年間の平均修繕費率を乗じて算出しています。
- また、ガスメーター修繕費も、算定ルールに基づき、原価算定期間での取替・修繕数量に修繕単価を乗じて算出しています。
- 算定に際して、期首帳簿原価のうち新規取得分、およびガスメーターにかかる修繕費に経営効率化を反映しております。

### 修繕費の内訳

※ 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期 (億円)

		申請原価 (A)	現行原価※ (B)	差 (A-B)
基準 修繕費	期首帳簿原価 <①>	18,877	18,824	+53
	経常修繕費 <②>	184	190	▲6
ガスメーター修繕費		72	79	▲7
合計		256	269	▲13

$$\text{②} = \text{①} \times \frac{\text{平均修繕費率}}{\text{(0.97\%)}}$$

直前2年間の経常修繕費の合計  
÷  
直前2年間の期首帳簿原価の合計

### (参考) 修繕費率の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
修繕費率	1.01%	1.09%	1.09%	1.02%	0.99%	0.96%

# 【参考】期首帳簿原価の内訳

- 期首帳簿原価は、気化圧送原価の控除に伴い減少する一方、導管が増加することにより、現行原価と比べて+53億円増加します。

## 期首帳簿原価の内訳

※1 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

(億円)

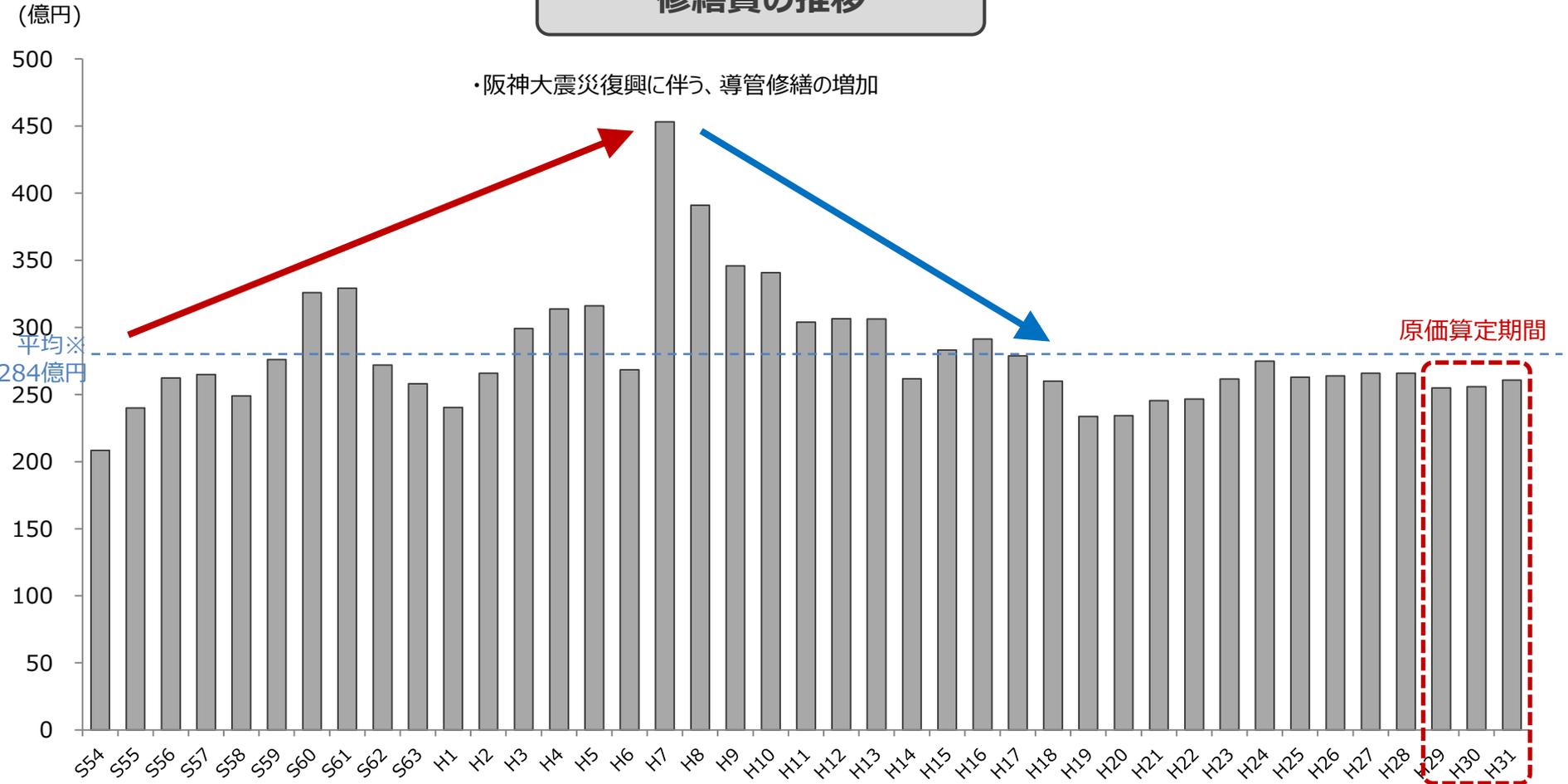
	申請原価ベース (A)	現行原価ベース※1 (B)	差 (A-B)
建物	259	484	▲225
構築物	187	317	▲130
機械装置※2	473	1,376	▲903
導管	17,877	16,542	+1,335
車両運搬具	0	0	+0
工具器具備品	80	104	▲24
合 計	18,877	18,824	+53

※2 気化圧送に係る設備は主に機械装置に含まれています。

# 【参考】修繕費の推移

- 修繕費は、阪神大震災後の平成7年度をピークに減少してきましたが、平成23年度頃から、横ばいで推移しています。

### 修繕費の推移



※ 昭和54年度～平成27年度の平均値

## 2 - 3. 託送料金原価の内訳 (3) 租税課金

- 租税課金は、固定資産税が増加する一方、事業税の減少や道路占用料の単価低減などにより減少しています。

### 租税課金の内訳

※ 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

(億円)

	申請原価 (A)	現行原価※ (B)	差 (A-B)	備考
事業税	25	27	▲2	・託送料金原価の減少
固定資産税・都市計画税	39	36	+3	・課税標準額の増加
道路占用料	92	94	▲3	・占用料単価低減
その他	0	3	▲3	・印紙税の減少 (集金原価控除)
合計	156	161	▲5	

## 2 - 3. 託送料金原価の内訳 (4)減価償却費

- 減価償却費は、既存設備の償却の進行、および経営効率化に伴う設備投資額の削減等により減少しています。

### 減価償却費の内訳

※ 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期

(億円)

	申請原価 (A)	現行原価※ (B)	差 (A-B)	備考
建物	6	8	▲2	
構築物	4	12	▲8	
機械装置	19	38	▲20	・気化圧送原価の控除
導管・ガスメーター	356	365	▲10	・効率化に伴う投資額の減少
車両運搬具	0	0	+0	
工具器具備品	5	6	▲0	
資産除去債務相当資産	0	0	±0	
無形固定資産	10	5	+5	
合計	399	434	▲36	

## 2-3. 託送料金原価の内訳 (5)調整コスト

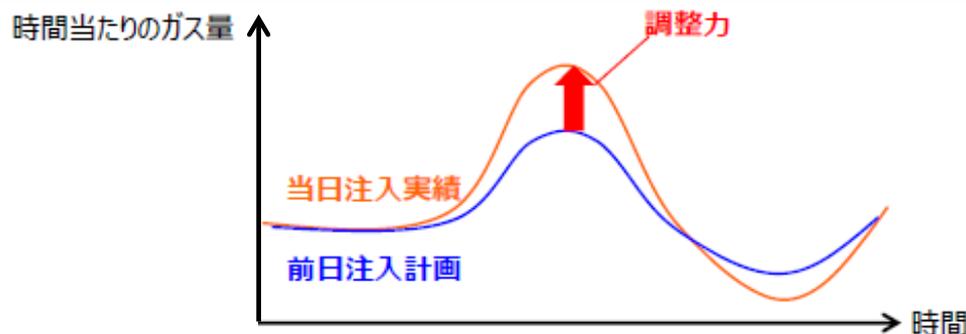
- 調整力にかかる費用は、適正単価に安定供給のために確保すべき調整力(必要調整力)を乗じたものに、事業報酬相当額等を加えて算定しています。

		単位	計算式	H29~H31 平均	備考
① 適正コスト	適正単価	円/m <sup>3</sup> ・時	a	9,209	経済産業大臣告示の値
	必要調整力の合計	千m <sup>3</sup> /時	b	126	1,685千m <sup>3</sup> /時 × 7.5%
		億円	c=a×b	12	
② 事業報酬 相当額	製造設備簿価	百万円	d	76,835	経済産業大臣告示の値
	ピーク時生産実績	千m <sup>3</sup> /時	e	2,275	
	必要調整力の合計	千m <sup>3</sup> /時	f	126	
	調整力相当簿価	百万円	g=d÷e×f	4,266	
	事業報酬率	%	h	2.18	経済産業大臣告示の値
	億円	i=g×h	1		
③ 法人税等相当額		億円	j	3	
計 (①+②+③)		億円	c+i+j	16	

# 【参考】調整力コストとは

- ガス導管事業者が確保すべき調整力(必要調整力)とは、「需要ピーク期に前日計画に比して想定以上に需要が伸びた場合でも当該需要を満たすためにガス導管事業者が製造事業者等から調達する供給力」を言います。
- 必要調整力に係る費用(調整力コスト)は、次の算式によって求められます。

$$\text{調整力コスト} = \text{適正コスト} + \text{事業報酬相当額} + \text{法人税等相当額}$$



**適正コスト**

$$= \text{適正単価 (円/m}^3\cdot\text{時)} \times \text{原価算定期間の必要調整力 (m}^3\text{/時) の合計}$$

経済産業大臣が告示する  
「実績単価」と「基準単価」に基づき  
求められた「適正単価」

原価算定期間中の年間最大3日平均の時ガス量  
×  
調整率(7.5%)

**事業報酬相当額**

$$= \text{調整力相当簿価 (円)} \times \text{事業報酬率 (\%)}$$

製造設備簿価 (経済産業大臣が告示する額)  
÷  
過去3年平均のピーク日生産実績を24で除した値の平均値  
×  
原価算定期間の必要調整力の合計

## 2-3. 託送料金原価の内訳 (6)振替供給コスト

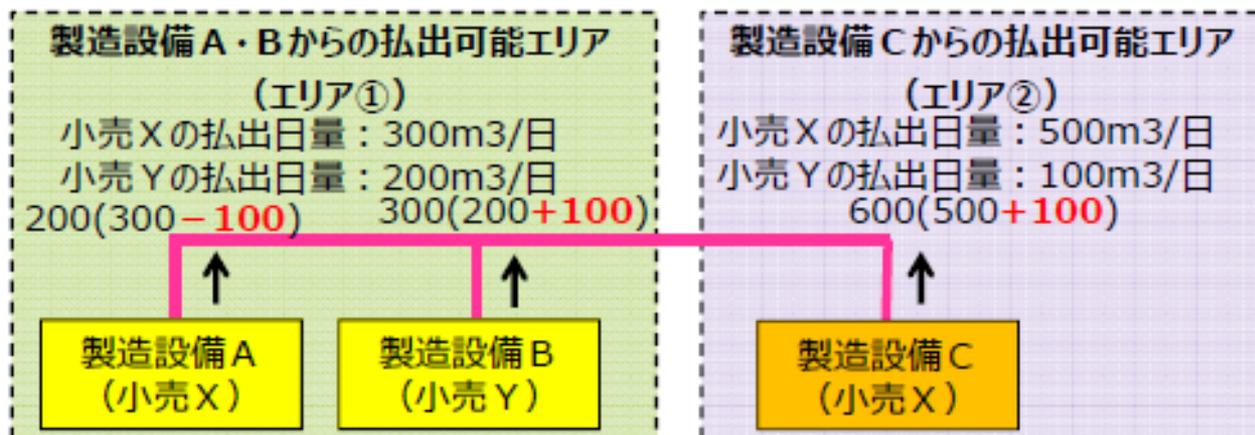
- 振替供給にかかる費用は、払出エリアおよび振替供給能力を想定し、算定しています。

		単位	計算式	H29~H31 平均	備考
振替供給 コスト	調整力コスト	億円	a	16	
	必要調整力の合計	千m <sup>3</sup> /時	b	126	
	振替供給単価	円/m <sup>3</sup> ・時	c=a÷b	12,382	
	振替供給能力の合計	千m <sup>3</sup> /時	d	15	
		億円	e=c×d	2	

# 【参考】振替供給コストとは

- 振替供給とは、「複数の基地を保有している振替供給実施者が、振替供給依頼者が基地を保有しないエリアで注入量を増量し、振替供給依頼者が基地を保有するエリアで注入量を減量するという製造設備間の稼働調整を行うこと」を言います。
- 振替供給に係る費用(振替供給コスト)は、次の算式によって求められます。

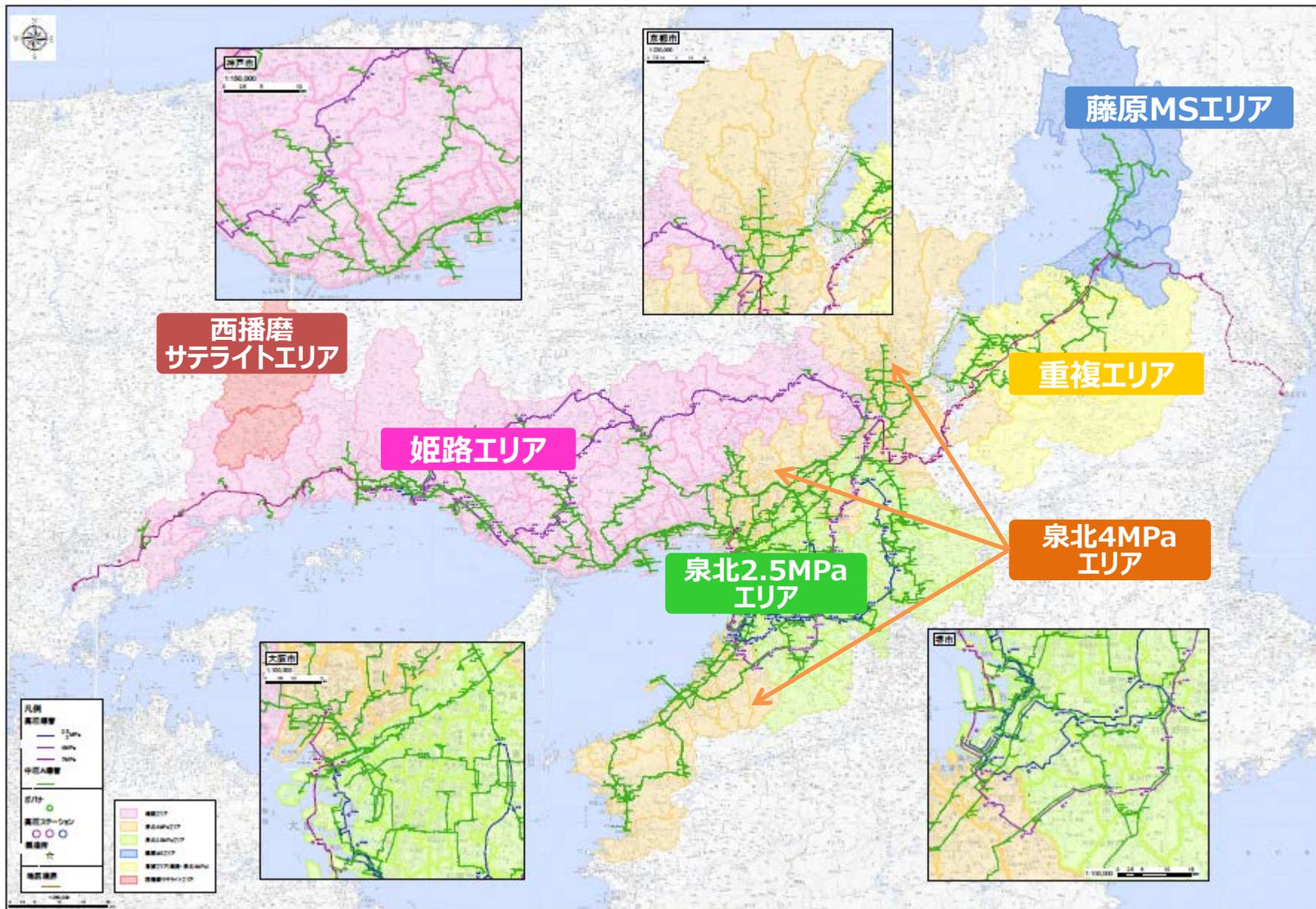
$$\text{振替供給コスト} = \text{振替供給単価} \times \text{振替供給能力の合計}$$



## 振替供給能力の合計の算出方法

- 1) 払出エリアの特定
  - ・託送供給検討時に使用している圧力解析ソフトを用いて、ピーク時における注入グループごとのガスの実流が届く範囲に基づき、払出エリアを設定。これにより、振替供給が必要な払出エリアを特定する。
- 2) 振替供給能力の算定
  - ① 次の算式により、原価算定期間における振替供給量(m<sup>3</sup>/年)を算定する。  
 〈直近の振替供給量実績〉+ 〈原価算定期間における払出エリア内の想定離脱量〉
  - ② ①で求めた振替供給量に時ガス換算係数を乗じ、1時間当たりの振替供給能力(m<sup>3</sup>/時)を算定する。

# 【参考】当社の払出エリア(案)



## 2-3. 託送料金原価の内訳 (7) 需要調査・開拓費

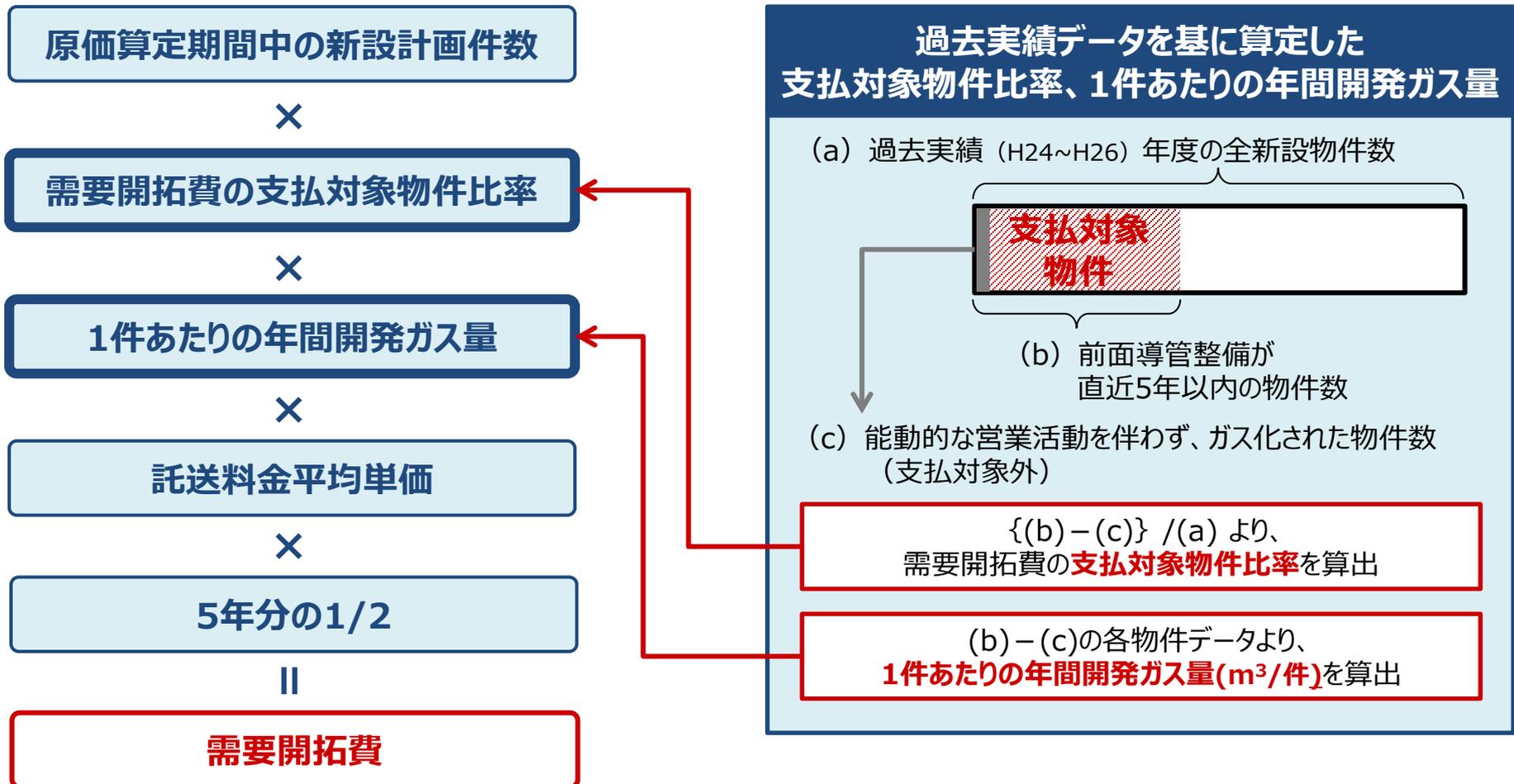
27

- 需要調査費は、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域において潜在需要を調査するために必要な費用を想定し、算定しています。
- 需要開拓費は、新規物件獲得による年間開発ガス量、およびそれに伴う託送料金収入増加額を想定し、算定しています。

		単位	H29年度	H30年度	H31年度	H29~H31 平均
需要調査費		億円	0.02	0.01	0.01	0.01
需要開拓費	H31年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	—	—	46	15
	H30年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	—	47	10	19
	H29年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	48	10	3	20
	H28年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	10	3	3	5
	H27年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	3	3	3	3
	H26年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	3	3	—	2
	H25年度敷設導管分	百万m <sup>3</sup>	3	—	—	1
	計	百万m <sup>3</sup>	67	66	64	66
託送料金収入増加額		億円	12	12	12	12
原価算入限度額 (増加額×5×1/2)		億円	30	30	29	30
原価算入額		億円	30	30	29	30
合計		億円	30	30	29	30

# 【参考】需要開拓費の算定方法

- 新設物件の過去実績データを基に、需要開拓費の支払対象物件比率や、1件あたりの年間開発ガス量を算定。
- 原価算定期間の新設計画件数に対し、過去実績データに基づいて年間開発ガス量を想定し、それに託送料金平均単価(5年分の1/2)を乗じることで、需要開拓費を算定。



## 2-3. 託送料金原価の内訳 (8)事業報酬

- 事業報酬額は、事業報酬率の低下により減少しています。

※ 原価算定期間:平成26年度下期～平成29年度上期 (億円)

	申請原価 (A)	現行原価※ (B)	差 (A-B)
レートベース	3,123	3,114	+9
事業報酬率	2.18%	2.24%	▲0.06%
事業報酬額	68	70	▲2

# 【参考】事業報酬率の算定

● 事業報酬率は経済産業大臣により告示された値を用いています。

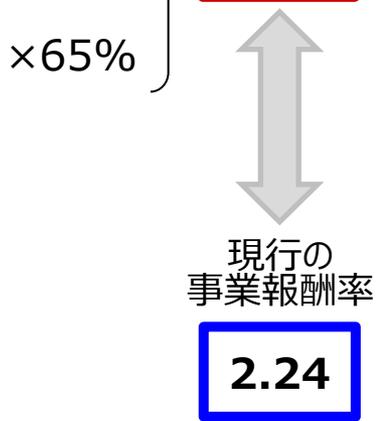
## ● 自己資本報酬率

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	平均
全産業自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	—
公社債利回り実績値	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
自己資本報酬率適用率 (β値 = 0.4)	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	<b>3.23</b>



## ● 他人資本報酬率

平均実績有利子負債利率	<b>1.61</b>
-------------	-------------



## 2-3. 託送料金原価の内訳 (9)その他費等

- その他費は、固定資産除却費や法人税等により増加しています。
- 控除項目は、事業者間精算収益の反映に伴い増加しています。

### その他費の内訳

(億円)

	申請 原価 (A)	現行 原価※ (B)	差 (A-B)
固定資産除却費	82	72	+9
事業者間精算費	15	-	+15
営業外費用	1	1	+0
法人税等	59	52	+7
合計	156	125	+32

### 控除項目の内訳

(億円)

	申請 原価 (A)	現行 原価※ (B)	差 (A-B)
営業雑益	0	0	±0
雑収入	20	23	▲3
事業者間精算収益	12	-	+12
合計	33	23	+10

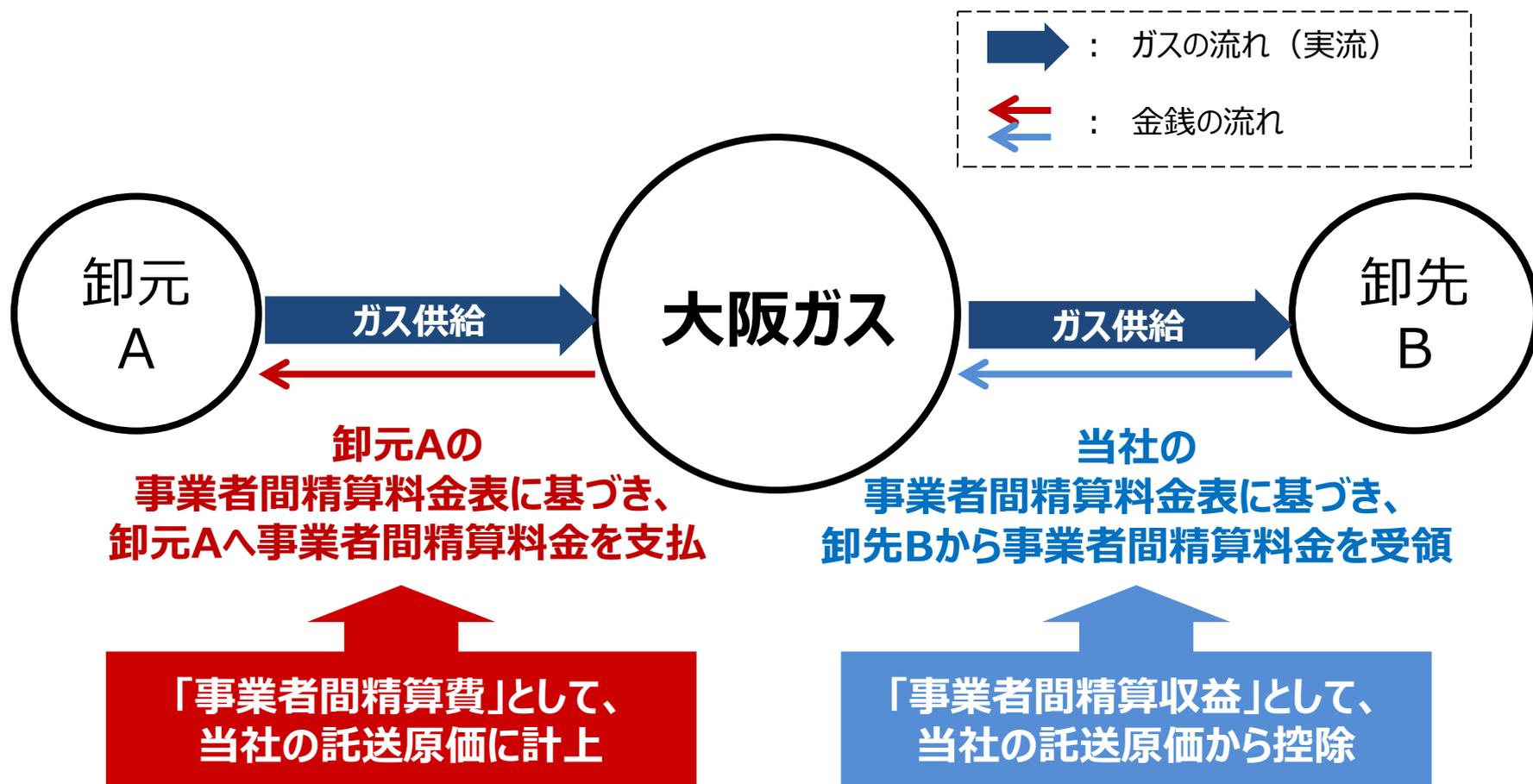
※ 原価算定期間:平成26年度下期~平成29年度上期

### 現行原価からの主な増加要因

#### <固定資産除却費>

- 経年対策導管の取替え : +16億円
- 経営効率化の織り込み : ▲7億円

- 当社から卸元Aに支払う事業者間精算料金相当額を「事業者間精算費」として、託送原価に織り込んでいます。
- 一方、当社が卸先Bから得た事業者間精算料金相当額を、「事業者間精算収益」として、託送原価から控除しています。



# 3 - 1. 託送料金メニューの概要

- ガス小売全面自由化に伴い、年間ガス使用量10万m<sup>3</sup>未満の託送料金を新設しました。
- 託送料金メニューは、流量基本を含めた三部料金（定額基本＋流量基本＋従量）で設定しています。
- ただし、家庭用などの小規模需要向けには、現行の供給約款料金等との整合性を確保することを踏まえ、二部料金（定額基本＋従量）で設定しています。

年間ガス使用量	標準託送料金	選択的託送料金	
0～3千m <sup>3</sup>	標準Ⅰ種 複数二部料金	稼働率向上Ⅰ-A種 複数三部料金 年間倍率100倍以上	稼働率向上Ⅰ-B種 複数三部料金 年間倍率150倍以上
3千～10万m <sup>3</sup>	標準Ⅱ種 単一三部料金	稼働率向上Ⅱ種 単一三部料金 年間倍率700倍以上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>新設</b>            ガス灯定額            定額料金            ガス灯使用         </div>
10万～50万m <sup>3</sup>	標準Ⅲ種 単一三部料金	稼働率向上Ⅲ種 単一三部料金 年間倍率2,000倍以上	
50万～100万m <sup>3</sup>	標準Ⅳ種 単一三部料金		季節別Ⅳ種 単一三部料金 負荷率110%以上
100万m <sup>3</sup> ～	標準Ⅴ種 単一三部料金		季節別Ⅴ種 単一三部料金 負荷率110%以上

\* 年間倍率 = 年間需要量 ÷ 1時間あたり最大流量

\* 負荷率 = 年間需要量 ÷ (需要期 (冬期) 需要量 × 3)

# 【参考】年間使用量10万m<sup>3</sup>未満の託送料金水準

	1カ月の使用量	ガス料金 <sup>※1</sup> (消費税等相当額を含む)	託送料金相当額 (消費税等相当額を含む)
供給約款料金 (家庭用) (メーター号数:6号)	33m <sup>3</sup>	6,667円	2,638円 <sup>※2</sup>
供給約款料金 (業務用) (メーター号数:40号)	670m <sup>3</sup>	99,299円	17,489円 <sup>※3</sup>
時間帯別 B 契約第2種 <sup>※4</sup> (メーター号数:50号)	4,300m <sup>3</sup>	491,171円	70,879円 <sup>※5</sup>

※1 ガス料金には原料費調整額を含んでおりません (H27年1月改定時の基準平均原料価格を85,050円/tとして計算)

※2 標準Ⅰ種 (案) を適用した場合の金額

※3 標準Ⅱ種 (案) を適用した場合の金額

※4 時間帯別 B 契約第2種では、契約最大使用量を25m<sup>3</sup>、契約昼間使用量を3,900m<sup>3</sup>、契約夜間使用量を800m<sup>3</sup>として計算

※5 稼働率向上Ⅱ種 (案) を適用した場合の金額

\* 実際の託送料金相当額は、経済産業大臣の認可を受けた託送料金に基づいて算定されます

# 3 - 2. 託送料金単価表(1)

## 標準託送供給料金 I 種 (標準 I 種)

(税抜)

区分	A (0-20)	B (21-50)	C (51-100)	D (101-200)	E (201-350)	F (351-500)	G (501-1000)	H (1001-)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90	1,543.90	1,575.40	1,625.40	1,685.40
従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	79.05	28.63	28.40	28.28	28.17	28.08	27.98	27.92

## 導管稼働率向上促進託送供給料金 I - A 種 (稼働率向上 I - A種)

年間使用量 : 0~3千m<sup>3</sup>  
年間倍率 : 100倍以上

(税抜)

区分	A (0-20)	B (21-50)	C (51-100)	D (101-)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90
流量基本 (円/m <sup>3</sup> ・時)	90.00			
従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	68.25	17.83	17.60	17.48

## 導管稼働率向上促進託送供給料金 I - B 種 (稼働率向上 I - B種)

年間使用量 : 0~3千m<sup>3</sup>  
年間倍率 : 150倍以上

(税抜)

区分	A (0-20)	B (21-50)	C (51-100)	D (101-)
基本料金 (円/件・月)	490.00	1,498.40	1,509.90	1,521.90
流量基本 (円/m <sup>3</sup> ・時)	125.00			
従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	65.45	15.03	14.80	14.68

\* 引込地点の圧力が中圧である場合は、中圧託送供給割引料金表（後述）を適用して算定した額を減算します。

\* 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

## 3 - 2. 託送料金単価表(2)

### 標準託送供給料金Ⅱ種（標準Ⅱ種）

（税抜）

基本料金（円/件・月）	1,620.00
流量基本（円/m <sup>3</sup> ・時）	125.00
従量料金（円/m <sup>3</sup> ）	14.29

- 年間使用量：3千～10万m<sup>3</sup>  
年間倍率：700倍未満

### 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅱ種（稼働率向上Ⅱ種）

（税抜）

基本料金（円/件・月）	1,620.00
流量基本（円/m <sup>3</sup> ・時）	280.00
従量料金（円/m <sup>3</sup> ）	11.63

- 年間使用量：3千～10万m<sup>3</sup>  
年間倍率：700倍以上

### ガス灯託送供給料金（ガス灯定額）

（税抜）

基本料金（円/基・月）	236.89
定格料金（円/m <sup>3</sup> ・時）	2,040.00

- ガス灯需要向けに託送供給を行う場合の料金
- ガス灯の契約容量（m<sup>3</sup>/時）に応じて料金を設定

\* 引込地点の圧力が中圧である場合は、中圧託送供給割引料金表（後述）を適用して算定した額を減算します。

\* 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

## 3 - 2. 託送料金単価表(3)

### 標準託送供給料金Ⅲ～Ⅴ種（標準Ⅲ～Ⅴ種）

(税抜)

標準	Ⅲ種 (10万-50万 <sup>m</sup> ³)		Ⅳ種 (50万-100万 <sup>m</sup> ³)		Ⅴ種 (100万 <sup>m</sup> ³-)	
	新単価	現行単価	新単価	現行単価	新単価	現行単価
基本料金 (円/件・月)	4,730	27,000	35,000	60,000	214,000	280,000
流量基本 (円/ <sup>m</sup> ³・時)	280	460	870	870	870	870
従量料金 (円/ <sup>m</sup> ³)	8.15	7.59	3.92	4.36	1.77	1.78

### 導管稼働率向上促進託送供給料金Ⅲ種（稼働率向上Ⅲ種）

稼働率向上	Ⅲ種 (10万-50万 <sup>m</sup> ³)		(税抜)
	新単価	現行単価	
基本料金 (円/件・月)	4,730	27,000	
流量基本 (円/ <sup>m</sup> ³・時)	870	870	
従量料金 (円/ <sup>m</sup> ³)	4.65	5.13	

### 季節別託送供給料金Ⅲ～Ⅴ種（季節別Ⅲ～Ⅴ種）

(税抜)

季節別	Ⅲ種 (10万-50万 <sup>m</sup> ³)		Ⅳ種 (50万-100万 <sup>m</sup> ³)		Ⅴ種 (100万 <sup>m</sup> ³-)	
	新単価	現行単価	新単価	現行単価	新単価	現行単価
基本料金 (円/件・月)	4,730	27,000	35,000	60,000	214,000	280,000
流量基本 (円/ <sup>m</sup> ³・時)	280	460	870	870	870	870
その他期従量料金 (円/ <sup>m</sup> ³)	5.67	4.39	1.99	3.96	0.78	1.38
冬期従量料金 (円/ <sup>m</sup> ³)	13.85	14.95	8.36	5.28	4.05	2.70

\* 引込地点の圧力が低圧である場合は、低圧託送供給加算料金表（後述）を適用して算定した額を加算します。

\* 引込地点の圧力が高圧である場合は、高圧託送供給割引料金表（後述）を適用して算定した額を減算します。

\* 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

## 3 - 2. 託送料金単価表(4)

### 中圧託送供給割引料金表（Ⅰ種およびⅡ種）

### 低圧託送供給加算料金表（Ⅲ種からⅤ種）

（税抜）

区分	A (0-20)	B (21-1000)	C (1001-)
基本料金 (円/件・月)	188.59	607.55	10,370.00
従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	32.57	11.62	1.86

- \* Ⅰ種およびⅡ種の託送料金メニュー（標準Ⅰ～Ⅱ種、稼働率向上Ⅰ-A、Ⅰ-B、Ⅱ種）を適用しており、かつ、**引込地点の圧力が中圧**である場合は、適用する託送料金メニュー（標準Ⅰ種等）の託送料金額から、上記の中圧託送供給割引料金表に基づき算定した額を**減算**します。
- \* Ⅲ種からⅤ種の託送料金メニュー（標準Ⅲ～Ⅴ種、稼働率向上Ⅲ種、季節別Ⅲ～Ⅴ種）を適用しており、かつ、**引込地点の圧力が低圧**である場合は、適用する託送料金メニュー（標準Ⅲ種等）の託送料金額から、上記の低圧託送供給加算料金表に基づき算定した額を**加算**します。

### 高圧託送供給割引料金表（Ⅲ種からⅤ種）

（税抜）

区分	単価
流量基本 (円/m <sup>3</sup> ・時)	246.04
従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	0.57

- \* Ⅲ種からⅤ種の託送料金メニュー（標準Ⅲ～Ⅴ種、稼働率向上Ⅲ種、季節別Ⅲ～Ⅴ種）を適用しており、かつ、**引込地点の圧力が高圧**である場合は、適用する託送料金メニュー（標準Ⅴ種等）の託送料金額から、上記の高圧託送供給割引料金表に基づき算定した額を**減算**します。
- \* 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

# 參考資料

# 自主的公表項目

## ① 比較査定対象費用の費目別内訳

(単位：千円)

		項目	金額
比較査定対象ネットワーク費用	営業費	労務費	77,463,851
		電力料	771,533
		水道料	216,405
		使用ガス費	360,853
		消耗品費	4,896,789
		運賃	1,474,196
		旅費交通費	2,446,311
		通信費	4,372,351
		保険料	130,346
		賃借料	16,946,683
		委託作業費	73,703,925
		試験研究費	1,070,327
		教育費	991,981
		たな卸減耗費	3,862
	雑費	9,611,686	
	一般管理費	79,042,825	
	合計	273,503,924	

(注)費目別の金額は、比較査定対象ネットワーク費用総額を過去の託送収支計算書の費目別比率で按分して算出したもの。

## ② 導管部門に係る労務単価

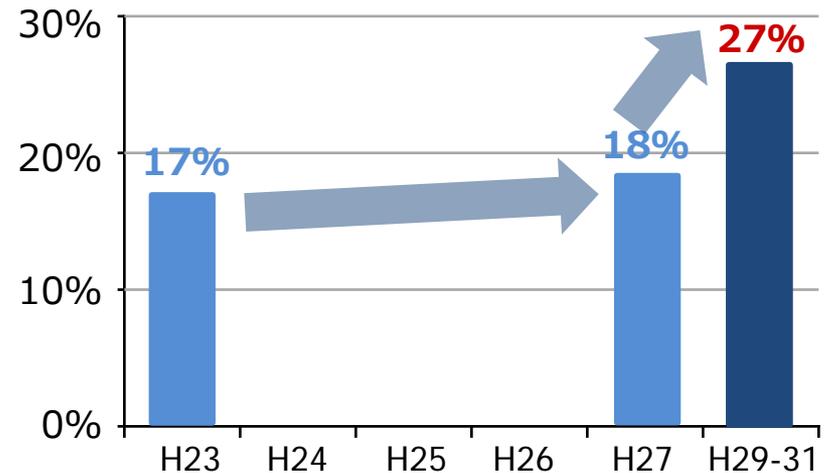
導管部門に係る労務単価  
(計算値)

**716万円/人・年**

(注)本単価は、導管部門(兼務している場合は主たる所属により判断)に係る従業員の基準内賃金(基本給)、賞与、基準外賃金(家族手当等(超過労働給与額を除く))の合計額から、比較査定対象ネットワーク費用において減額された額および経営効率化控除額の合計額(労務費相当分)を控除した額を、導管部門に係る従業員数で除して計算したもの。

## ③ 競争発注比率の向上目標

・導管工事購買での入札拡大等を中心に、  
**18%から27%に拡大する**



以上